平成２１年（フ）第３６１号
岡山市北区伊福町２丁目８番９号　小室アパート２Ｆ東
破産者　池田　　誠
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９号
山口県下関市長府扇町13番32号
破産者　西日本マリーンリサイクル株式会社
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
愛媛県松山市立花４丁目３番19号
破産者　有限会社光輝建設
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第４０８９号
北海道浦河郡浦河町字井寒台185番地
破産者　被相続人亡船越谷英彦相続財産
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４４５号
北海道旭川市東鷹栖四線十号７番地２
破産者　北川工業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５０１号
北海道旭川市東光十七条４丁目１番24号
破産者　アドマックス有限会社
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６２０号
北海道旭川市南一条通20丁目1955番地
破産者　株式会社旭明舎印刷所
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２６８４号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目29―30―202、開始決定時の住所神奈川県伊勢原市東大竹２丁目21－１―101
破産者　藤井　弘美
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２５号
横浜市旭区善部町50番地の43
破産者　有限会社柏建設工業
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２９号
川崎市多摩区三田３丁目１番地２―６―302
破産者　有限会社バイタル
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５０号
京都市下京区西七条南月読町31番地
破産者　サカレン株式会社
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
山口県防府市西仁井令１丁目２番３号
破産者　有限会社フレンズオート
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
香川県仲多度郡多度津町西港町16番地７
破産者　株式会社ナカエンジニアリング
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５４号
秋田県由利本荘市石脇字中浜23番地36
破産者　小川　基春
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第６４号
秋田県由利本荘市徳沢字小田野118番地
破産者　佐々木大士
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第６６号
秋田県にかほ市象潟町字上狐森152番地３
破産者　斎藤　　省
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２０年（フ）第２７８９号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目５番８号
破産者　矢冨　義輝
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第７７５号
静岡市葵区唐瀬１丁目４番10号　プリメーラミナミ201号
破産者　早川祥二郎
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７３号
静岡市清水区月見町９番25号、前住所静岡県富士市宮島1051番地の１
破産者　澤入　　満
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９２号
静岡県藤枝市稲川245番地の１　ルミエールⅠ―105号、前住所静岡県榛原郡吉田町片岡92番地
破産者　太田　禮子
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１６４８号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵462番地64
破産者　中田　明人
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部